

平成 28 年 6 月期 定例教育委員会議・会議録

- ・開催日時 平成 28 年 6 月 20 日（月） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 40 分
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館 3 階 特別会議室
- ・出席者
委員長 内本和彦
同職務代理者 麻野多美子
委員 菊井孝三
委員 金銅真代
教育長 高崎政勝
- ・説明者
教育次長 村田明彦
学校教育室長 清水淳宅
生涯学習室長 石井康晴
学校教育課長 東浩朗
社会教育課長 佐々木祐之
- ・事務局 教育総務課長 森井克則
- ・議事日程
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第 2 教育長月次報告
 - 日程第 3 議案第 11 号
羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則の一部改正について
《資料 1》
 - 日程第 4 報告第 4 号
羽曳野市社会教育委員の選任について
《資料 2》
 - 日程第 5 報告第 5 号
後援名義の使用許可について
《資料 3》
 - 日程第 6 その他
- ・議事内容 下記のとおり

開会：午前 10 時 00 分

[委員長 開会の挨拶]

日程第 1 会議録署名委員の指名について

委員長において、金銅委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

高崎教育長から別紙「教育長月次報告」に基づき報告

日程第 3 議案第 11 号

羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則の一部改正について 《資料 1》

社会教育課長より、留守家庭児童会の延長使用申請について、これまで延長使用開始月の前月 20 日までに必要であった申請書の提出が、留守家庭児童会そのものの利用開始日とずれてしまうことを防止するため、延長使用開始日の 14 日前までの申請書提出に変更するための改正であるとの説明があり、承認を求めました。

《委員長》利用者からの要望があったのでしょうか。

《課長》まれにですが、留守家庭児童会の利用と同時に、延長保育が利用できない方がおられましたので、改正することになりました。

《教育長》改正により利便性が向上されるということですね。

《課長》そうです。

《委員長》これまでは延長保育の利用を待っていただくこともあったということですか。

《課長》下旬 20 日過ぎの申請であれば、ひと月お待ちいただくこともありました。

《委員長》改善できるのであればいいでしょう。

【採 決】本件は、全委員一致により、原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 4 報告第 4 号

羽曳野市社会教育委員の選任について 《資料 2》

社会教育課長より、5 月期定例教育委員会議案第 8 号にて承認済みの社会教育委員について、体育協会から推薦の「黒田委員」について、「狭間委員」に変更があったこ

との説明があり、選任について承認を求めました。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により、原案どおりに承認することに決定しました。

日程第5 報告第5号

後援名義の使用許可について

《資料3》

教育総務課長より資料に基づき、教育長において専決した継続分の後援名義の使用許可について、説明と報告がありました。

【採 決】本件は、全委員一致により、原案どおりに承認することに決定しました。

日程第9 その他

(1) 6月議会報告

(2) 行事日程連絡

(3) 幼稚園の今後のあり方について

【 委員長 閉会の挨拶 】

閉会：午前11時40分